

2011年度 地方交付税算定結果の検証（上）

飛 田 博 史

1. 2011年度地方財政対策を振り返る
 2. 2011年度普通交付税算定の特徴
 3. 普通交付税算定結果について（当初算定）
＜資料1＞ 平成23年度の臨時財政対策債発行可能額について
＜資料2＞ 平成23年度普通交付税大綱（以上 本号）
 4. 基準財政需要額の補正効果の検証（以下 2012年4月号）
 5. 近年の算定結果からみえるもの
 6. 特別交付税の動向 — 震災対策との関係
 7. 2012年度地方交付税算定の展望
- 【参考文献・資料】
- ＜資料3＞ 平成23年度特別交付税の12月交付額の決定

本稿は2011年度の地方交付税の算定結果に関する詳細な分析を通じて、本年度の特徴を明らかにするとともに、2012年度算定を展望するものである。

1. 2011年度地方財政対策を振り返る

◆ 一般財源の確保と地方交付税総額の増加

今年度の地方財政計画は当初算定ベースで82兆5,054億円（前年度比0.5% 以下カッコ内は伸び率 マイナス値の場合は「△」で表記）と伸び、また、2010年6月22日に閣

議決定された「財政運営戦略」を踏まえ⁽¹⁾、一般財源総額で59兆4,990億円(0.1%)、地方交付税総額でも17兆3,734億円(2.8%)といずれも前年度を上回り、後者についてはいわゆる三位一体改革の初年度となった2004年度の水準(16.9兆円)を上回る水準まで回復した。

その主な要因としては、第一に昨年に引き続きいわゆる別枠加算が寄与している。

別枠加算は地方財政対策(以下「地財対策」と呼ぶ)の一環として、地方交付税総額に対する国の一般会計加算として、通常加算とは別枠で臨時的に行われるもので、2009年度の地財対策以来、名称や仕組みを変えて継続されている。

今年度は1兆2,650億円が計上され(昨年は9,850億円)、このうち税制抜本改革まで継続する分が1兆500億円、上乗せ分(住民生活に光をそそぐ事業等)が2,150億円となっている。歳出項目でみると昨年から名称変更された「地域活性化・雇用等対策費」として1兆2,000億円(上乗せ分含む)が計上されており⁽²⁾、残りは他の経費の単独事業に反映されている。

なお、別枠加算のうち上乗せを除く部分は税制抜本改正時まで継続され、その総額については財源不足の状況を踏まえて決定され、上乗せ分については3年間同額で継続される。これにもとづき、地域活性化・雇用等対策費についても今年度の1兆2,000億円を基準に毎年度決定される。

第二として地方交付税財源として前年度の繰り越し財源1兆126億円が充当されたことである。地方交付税の基礎財源となる法定率分(国税5税の一定割合)は国税見込み額で算出されるが、国税の2009年度決算および2010年度見込み額が当初算定を上回ったことで追加財源が1.3兆円増額することとなった。このうち約1兆円を2011年度に繰り越して交付税総額の財源に充当したのである。この結果、法定率分および加算分をあわせた国の一般会計から地方交付税特別会計への繰入額(入り口ベース)を前年度比マイナスにとどめる一方、地方に交付する総額(出口ベース)をプラスとすることができ、地方交付税総額の確保を狙う総務省と歳出抑制の予算フレームを堅持しようとする財務省との利害が一致することとなった。

(1) 2011～2013年度にわたり、地方の一般財源総額を2010年度水準を下回らないように確保するとされており、中期財政フレーム(2012～2014年度)が改訂された現在(2012年度地財対策)でもこの考え方にもとづいている。

(2) 2010年度は「地域活性化・雇用等臨時特例費」として9,850億円であった。

【2011年度地方財政フレーム（当初）】

● 地方財政計画の規模	82兆5,054億円	(0.5%)
水準超経費除く	81兆7,854億円	(0.4%)
● 地方交付税総額	17兆3,734億円	(2.8%)
(内訳)		
法定率分	10兆6,101億円	
2007年度国税決算精算分	△999億円	
交付税特別会計借入金償還額	△1,000億円	
交付税特別会計借入金支払利子	△4,361億円	
2010年度繰越金	1兆126億円	
一般会計加算（既往法定分）	1兆3,062億円	
(臨時財政対策加算)	3兆8,154億円	
別枠加算	1兆2,650億円	
● 一般財源総額	59兆4,990億円	(0.1%) *臨時財政対策債含む
水準超経費除く	58兆7,790億円	(0.0%)
● 臨時財政対策債	6兆1,593億円	(△20.1%)

◆ 臨時財政対策債の抑制および算定方法の見直し

臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）は2001年度以来、地方交付税（普通交付税）の一部を実質的に振り替える役割で、地方財政法の附則を根拠とする特例地方債（赤字地方債）として発行されてきた。毎年度の総額は地財対策を通じて決定されており、今年度は財源不足の圧縮などにより6.2兆円（△20.1%）と大幅に抑制された。

なお、直近では地方財政法の附則第33条の5の2にもとづき、2011～2013年度までの発行が規定されている。

臨財債の発行をめぐる法律の延長を繰り返すかたちで継続していることから、自治体の財政当局が法律の期限以降の財政見通しを臨財債を前提としない場合がしばしばみられる。しかし、発行可能額の算定方法の見直しをあえて行っていること。また実態からみて毎年度の地財対策の財源として臨財債が不可欠となっていることを踏まえれば、その規模はともかく、他の財源が確保されない限り、中期的に発行が継続されるとみる

べきだろう。

各自治体の臨財債発行可能額は、従来、交付団体、不交付団体にかかわらず普通交付税の算定結果の一部を参照して人口を測定単位に算定され、相当額を基準財政需要額総額から控除して、普通交付税から臨財債に振り替えるかたちをとる。

ただし、不交付団体の発行実績が必ずしも発行可能額にいたっていないことから、2011年度から3年間で、従来の人口を測定単位とする方式（人口基礎方式）から財源不足（基準財政収入額－基準財政需要額）を測定単位とする方式（財源不足額基礎方式）に段階的に移行することになった。

なお、厳密には単年度の試みとして2010年度から同様の方式が導入されているため、実質的な移行期間は4年間にわたる。

◆ 特別交付税制度の見直し

● 配分割合の見直し

特別交付税は地方交付税法第6条の2にもとづき、地方交付税総額の6%相当を普通交付税では算定できない災害などの特定の地域における財政需要に対し交付するもので、具体的な算定方法は「特別交付税に関する省令」により、地方交付税法第16条に定める12月と3月に交付されている。

しかし、その配分にあたっては国（総務省）の裁量が働く不透明さや交付額の固定化などの問題点があり、各方面から見直しが求められてきた。

このため地方交付税法の改正により53年ぶりにこの割合を見直し2011年度は5%、2012年度に4%と段階的に引き下げることになり、引き下げ相当分を都道府県、市町村の普通交付税算定の「地域振興費（測定単位 人口）」に反映することが予定されていた。

● 見直し時期の延期

ところが2011年3月11日の東日本大震災により、被災地域が広範囲にわたったため、急遽法案が修正（2011年3月31日成立）され、その実施を3年間延長し2014年度に5%、2015年度に4%とすることになった。

● 特例交付制度の創設

一方、大規模災害などによる被災地への弾力的な財源対応を可能にするため、同地方交付税法の改正（第15条第3項）により、大規模災害発生時に12月・3月の特別交付税の交付時期にかかわらず、総務大臣がその額を決定できる特例を新設した。これ

は東日本大震災以前にすでに予定されていた制度改正であったが、結果的に2011年度以降震災対応において有効に機能することとなった。

◆ 交付税特別会計借入金の償還再開

地方交付税特別会計借入による地方交付税総額への加算は、地財対策の一環として2006年度まで行われた。この結果、2010年度末現在、地方負担分の残高が33.6兆円に上り、関係法令にもとづく償還計画にしたがって、地方交付税総額から段階的に数千億から数兆円単位で償還しなければならない。ところが近年の多大な財源不足のなかで地財対策として元金償還を繰り延べてきた。

こうしたなかで、従来より少額の償還額で開始し段階的に増額を図るかたちで償還計画を見直し、改めて毎年度元金償還を進めることとなった。具体的には2011年度から3年間にわたり1千億円ずつ償還し、その後1千億円ずつ増額し、2022年度以降は国の債務残高の縮減と歩調をあわせて1兆円ずつ30年間にわたり償還することとした。

なお、交付税特別会計借入金は短期資金の借入の形式で毎年度借り換えを続けており、その金利負担は2011年度で4,361億円（地財計画ベース）となっており、2010年度以降は民間入札による資金調達を拡大することで年々の金利負担を圧縮している。

◆ 地方交付税の再算定 — 子ども手当の特例措置

民主党マニフェストにもとづき「控除から給付へ」という新たな社会保障の考え方をかかげて2010年度から導入した子ども手当であったが、中期的な震災復興の主要財源である復興債特例法案をめぐる与野党協議のなかで、マニフェストの看板を取り下げる妥協策の一環として2012年度以降これを廃止することが決定された（2011年8月4日与野党幹事長・政調会長会談）。その間のつなぎ法として8月26日に「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、10月から半年間にわたり、3歳未満と第3子以降の3歳～小学生が月1万5千円、3歳～小学生と中学生が1万円とすることとなった。この結果、児童手当および子ども手当特例交付金の交付額が見直され、これにともない基準財政需要額（社会福祉費）および基準財政収入額（地方特例交付金関連）が増額された、地方交付税の再算定が行われた。

この結果、基準財政需要額が464億円、基準財政収入額が466億円いずれも増額されたため、両者の差である2億円が当初の交付税総額から控除され、総額16兆4,191億円となった。

◆ 東日本大震災対応

東日本大震災は地財計画や地方交付税が事実上確定した後に発生したことから、地方交付税算定への影響が注目されていた。

結論からいえば、今年度の震災関連はもっぱら特別交付税で対応し、普通交付税については通常通りの算定を行っている。

なお、被災地では、基準財政需要額については住民の移転やインフラの破壊などにより、当該自治体における実際の財政需要が生じない経費項目が想定され、一方、基準財政収入額では税収見込みが算定できない状況になっており、影響を最小限にとどめるため、算定上の特例措置が講じられている。

まず、基準財政需要額については測定単位の多くが震災以前の調査統計を基礎とするため（普通交付税の省令）、これをそのまま採用している。たとえば人口については2010年度の国勢調査速報値、道路延長や道路面積については2010年4月1日の道路台帳、港湾関連については2010年3月31日の港湾台帳にもとづいている。

こうしたなかで当該年度の数値を用いているのが、児童・生徒数などを測定単位とする小・中学校費や高等学校費などの教育費関連である。これらは本来であれば2011年度の学校基本調査にもとづくため、住民の移転などが需要額に直接反映されてしまう。そこで同関連経費については、あくまで児童・生徒などの避難が一時的であり年度途中で復帰するものとみなして、全国平均水準を測定単位として見なし算定している。

一方、基準財政収入額については法人関係税などで前年度調定実績額（課税標準等の額）にもとづくため、当該年度の課税実態と著しくかい離し、財源不足を過小評価してしまうため、特例的に原発被災自治体や震災被害の状況区分に応じて、課税実態を踏まえた算定方法を適用している。

なお、来年度以降は被災地の各種震災対策にともなう起債（災害復旧事業債、補正予算債、減収補てん債等）の元利償還金については、公債費方式により普通交付税の基準財政需要額にその一定割合あるいは全額が算入されるが、2012年度の地財対策では震災関連を別枠で計上しているため、通常算定の地方交付税総額には影響がないものと推定される。

2. 2011年度普通交付税算定の特徴

◆ 地方交付税総額（当初予算および当初算定）

当初予算ベースの地方交付税総額は17兆3,734億円（2.8%）、このうち普通交付税総額は16兆3,309億円、特別交付税は1兆424億円であった⁽³⁾。

その後、例年より遅れた8月5日の交付決定日までに主に震災対応予算として第一次、第二次補正予算が成立し、地方交付税総額は震災関連の特別交付税の増額を中心に18兆389億円（6.8%）の規模となった。このうち普通交付税については第二次補正予算の前年度国税決算余剰金による普通交付税の調整戻し相当額の884億円が加算され総額16兆4,193億円（3.4%）、このうち道府県分は8兆7,255億円（2.9%）、市町村分は7兆6,938億円（4.0%）と市町村の伸びが高くなった⁽⁴⁾。一方特別交付税については震災対策として5,771億円が加算され、1兆6,195億円（56.9%）となり、さらに、第三次補正における復興特別交付税の創設により1兆6,635億円が増額された。

なお、第四次補正予算案が12月20日に閣議決定され、このなかで今年度国税収入見通しの上振れにともなう法定率分の追加財源として3,608億円が増額されたが、これについては第二次補正の特別交付税1,000億円とともに2012年度に繰り越される予定である。

◆ 別枠加算の反映

地財計画に別枠加算の一環として計上された地域活性化・雇用等対策費1兆2,000億円は、普通交付税の臨時費目である「雇用対策・地域資源活用推進費」（2010年度は「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」）および既存の費目の単位費用に反映された。

雇用対策・地域資源活用推進費では4,500億円（道府県分、市町村分各2,250億円）が算定されており、算定方法は前年度をほぼ踏襲し、条件不利地域の割増率が高くなる算式が採用されている。

道府県、市町村算定とも測定単位に人口、補正係数に段階補正を採用し、その他割増し係数の計算においては、道府県では自主財源比率、有効求人倍率、年少者人口割合、

(3) 四捨五入の関係で合計とは一致しない。

(4) なお、11月に子ども手当特例措置による財源対策の関係で再算定が行われ、普通交付税は2億円減額、特別交付税は2億円増額された（実際の総額では四捨五入の関係で厳密には普通交付税の金額は1億円異なる）。

高齢者人口割合、住民一人当たり第一次産業算出額を適用し、市町村では自主財源比率、第一次産業就業者比率、年少者人口割合、高齢者人口割合、住民一人当たり農業算出額を適用している。

残りの7,500億円のうち、別枠加算の上乗せ措置分では、①子育て支援サービス充実推進事業1,000億円（道府県200億円程度、市町村800億円程度）については社会福祉費、②住民生活に光を注ぐ事業300億円程度（道府県50億円程度、市町村250億円程度）については社会福祉費他、③地球温暖化対策暫定事業100億円程度（道府県50億円程度、市町村50億円程度）については林野行政費で算定されている。

また、その他6,100億円（道府県2,850億円程度、市町村3,250億円程度）は各種費目において「活性化推進事業費」として単位費用に反映させている。

詳細は単位費用の解説で言及する。

◆ 臨財債の算定方法の見直し

前述のように臨財債の発行可能額は、人口を測定単位に交付・不交付団体にかかわらず算定されている従来の人口基礎方式を段階的に見直し、実質的に2010年度から4カ年にわたり自治体の財政力を基準とする財源不足額基礎方式に移行し、最終的に交付団体のみに算定が適用されることになる。

移行期となる今年度は両方式を併用しており、都道府県、市町村別の発行可能額および各算定方式の詳細は<資料1>に示されている。

両方式による臨財債の発行可能額の割り当ては、都道府県分は人口基礎方式が1兆600億円、財源不足額基礎方式が2兆7,634億円。市町村分は人口基礎方式が9,092億円、財源不足額基礎方式が1兆4,266億円といずれも前年度に比べて財源不足額基礎方式の比重が高くなっている。

資料による各算定方法の解説では、人口基礎方式は当該団体の2010年度国調人口、2010年度算定において用いた補正係数、単価、発行可能総額に合わせる調整率をかけている。

実際の算定資料を参照すると以下のような計算方法となり、補正係数については解説と異なり、2006年度の補正係数を用いている。

補正係数Aの詳細をみてわかるように段階補正と普通態容補正が含まれていることから、人口規模が小さい自治体では段階補正、大きい自治体では普通態容補正が割増要因となる。ただし、前者の自治体では普通態容補正などは1.00を下回ることがないので割

増要因のみであるが、後者の場合、段階補正は通常1未満となるため普通態容補正の係数を一部相殺する要素となることが推察される。

したがって、人口基礎方式では臨財債への振り替えが小規模市町村で高めに算定される傾向があると推察される。

【2011年度人口基礎方式の実際の算定式】

2010年国調人口×A×(都道府県9,063円 市町村5,660円)×0.9927913

- A 2006年度の臨財債算定に用いた補正係数。詳細は当時の「その他の諸費（経常経費、人口）」に適用された段階補正、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、寒冷補正の各係数を乗じたもの
- 0.9927913 調整率

一方、財源不足額基礎方式は、資料1によれば次のような要素を乗じたものである。

D：控除前財源不足額(人口基礎方式算定後の基準財政収入額と基準財政需要額の差額)

Y：普通交付税から臨財債への振替率(資料ではE/(E+F))の全国平均値に財政力指数に応じた補正係数(G)を乗じた額

β：総額に合わせるための率

ここで重要な要素となるのがYである。資料下方の「Yのイメージ」は、道府県分、市町村分の試算を示したものであり、左端が財政力指数の3カ年平均(2008～2010年度)、右側がY、つまりGを乗じたあとの臨財債への振替率である。なお、市町村の振替率は政令市とその他の市町村が別算定となっている。

財政力指数の段階別の振替率からわかるように、都道府県、市町村とも財政力の高さにしたがって振替率が上昇しており、たとえば市町村の財政力0.9程度では、政令市で7割、その他の市町村で4割から5割程度の振替率となる。すなわち、財政力が高い自治体では財源不足額のうち臨財債の発行でまかなう割合が相対的に高く、財政力が低い自治体では臨財債への振替率が相対的に低い分、結果として普通交付税が交付される割合が高くなる。

なお、市町村分の2011年度の実際の算定内容は以下の通りである。

【2011年度財源不足額基礎方式の実際の算定式 — 市町村分】

振替前財源不足額×0.1565×財政力指数に応じた補正係数×別途連絡する率

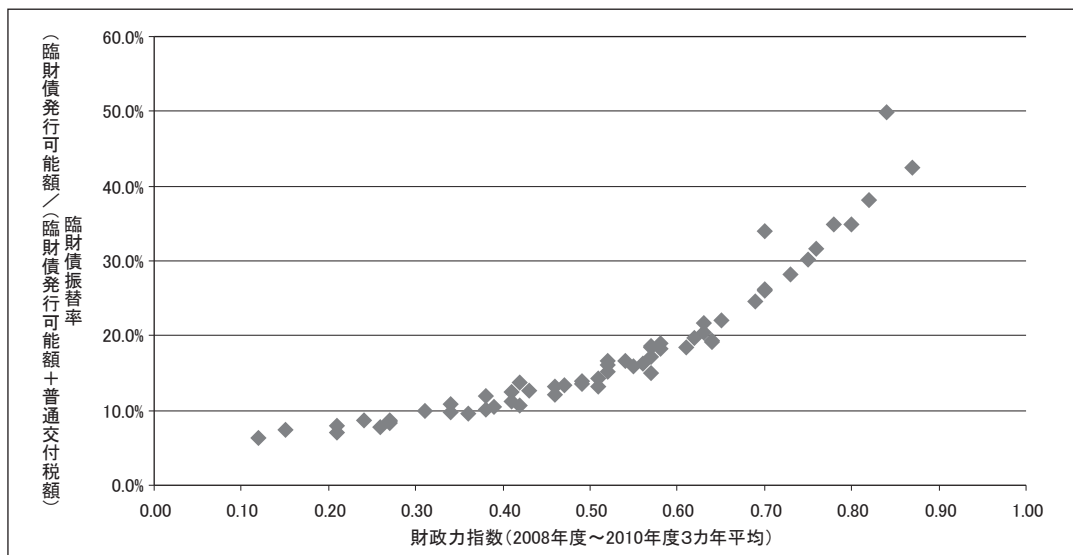
- 振替前財源不足額
人口基礎方式による臨財債控除後の基準財政需要額－基準財政収入額
- 0.1565
財源不足額基礎方式による臨財債振替率の全国平均値
- 財政力指数に応じた補正係数
政令市では0.1未満から0.9以上の0.1刻みで算定。その他の市町村は0.1未満から1.0以上の0.1刻みで算定
- 別途連絡する率
調整率のことと推察される

このことから財源不足額基礎方式には財政力に応じて、普通交付税から臨財債への振替率に差をつける財政調整機能が備わっているといえることができる。

また、2010年度や2011年度のように、大都市圏の交付団体が急増する状況下において、これらの自治体の財源不足を臨財債へ振り替えることにより、地方圏に対する普通交付税の配分の影響を緩和する役割を果たしていることが推察される。

図表1は福岡県内の市町村を事例として、財政力指数と臨財債の振替率との相関を表

図表1 福岡県内市町村の財政力指数と臨財債振替率（2011年度算定）



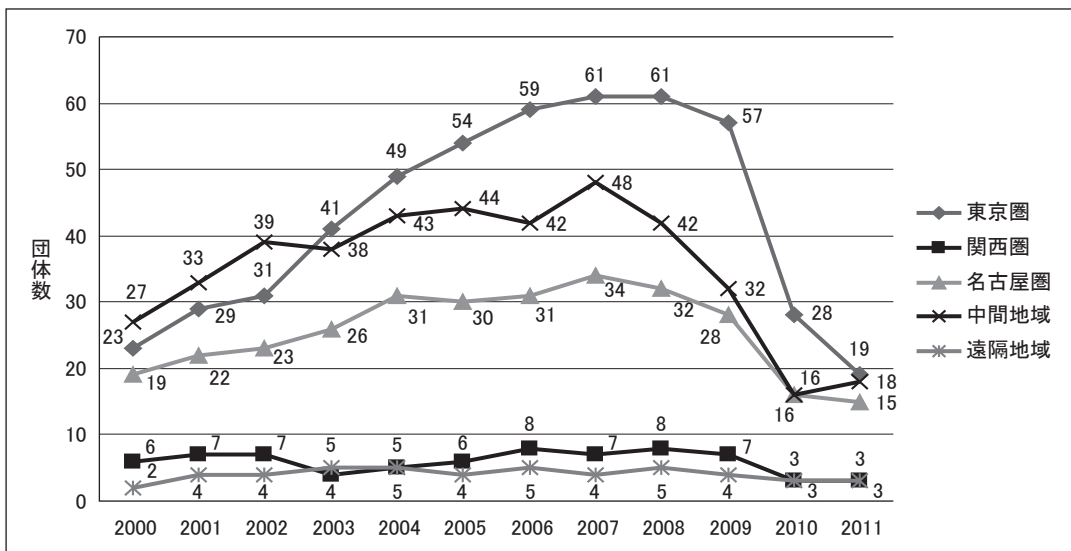
(資料) 福岡県市町村支援課ホームページおよび総務省ホームページデータより作成

したものである。明らかに財政力に比例して振替率が高くなっており、振替率が最大となる福岡市では、実質的な財源不足額（普通交付税＋臨財債の合計）の約50%が臨財債に振り替えられていることになる。県内で財政力が最も高いのは新宮町の0.87であるが、振替率42.5%と政令市算定が適用される福岡市より低くなる⁽⁵⁾。

◆ 不交付団体のさらなる減少〈図表2〉

不交付団体数は2000年度で底を打ち景気回復や税制改正などによる自治体財政力の回復により2007年度には188まで増加したが、その後2008年度秋のリーマンショックによる世界不況や2009年度以降の別枠加算による基準財政需要額の充実により、再び減少に転じ、2011年度は都道府県、市町村合わせて59団体と1979年度の56団体以来、32年ぶり

図表2 不交付団体数（市町村）



(資料) 総務省「地方交付税等関係計数資料」より作成

(5) 財政力が高い自治体は、もともと財源不足額が小さいため、人口基礎方式でも臨財債の発行額による振替率が高く表れるという指摘が想定される。そこで財源不足基礎方式導入前の2009年度算定で試算してみると、確かに傾向としては認められるが、2011年度に比べ著しいばらつきがみられる。

ちなみに普通交付税を基準財政需要額に置き換えて、同様の振替率を試算してみると、2011年度算定では、同様に財政力に比例する傾向が確認できたが、2009年度算定では、さらに著しいばらつきがみられ、財政力に対して負の相関が確認された。

に50台まで減少している。

圏域別⁽⁶⁾にみると東京圏、名古屋圏、関西圏の三大都市圏の減少が顕著である。

◆ 2010年度国調人口の採用と人口急減補正

今年度の算定から主要な測定単位の一つである国調人口の基礎統計が2010年度調査の速報値に変更された。2010年度調査の国調人口は1億2,805万7,352人で、前回調査に比べて微増となったが、これは外国人人口の増加によるものであり、日本人だけに限れば人口減少局面に入ったことが明らかとなった。都道府県別にみても人口増は三大都市圏に集中しており、他の地域の減少傾向は定着したものとみなすことができる。

普通交付税の算定では国調人口の数値が置き換わることで、とりわけ地方圏において前年に比べて大きなマイナス効果が働いたと考えられる。

ただし、道府県、市町村いずれの算定においても「地域振興費」（測定単位人口）で人口急減補正が適用されており、基準財政需要額のマイナスの影響を緩和する効果を果たしている。

道府県算定では2003年度以来廃止されていたものが今年度から再設定されることになり、前回調査からの5年間の減少率をもとに算定している。

市町村算定については以前から採用されているが、2010年度からは前回調査からの5年間の減少率に加え、4回前の調査からの20年間の減少率を加味し、いずれか補正係数の高いほうを算定に適用することになっている。

なお、いずれの場合も前回調査からの5年間の減少率をもとにする算定方法では、前回調査の人口に対する復元率を0.9と大幅に引き上げている⁽⁷⁾。

(6) 47都道府県を以下の5圏域に区分した。

- ・東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
- ・関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
- 以上3圏域を「三大都市圏」と呼ぶ
- ・中間地域：宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
- ・遠隔地域：北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 以上2圏域を「地方圏」と呼ぶ

なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差は正機能の低下『東京一極集中』林建久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照した。

(7) 2010年度市町村算定での復元率は0.1であった。

総務省の試算によれば人口急減補正による基準財政需要額の影響額は2010年度の200億円に対し、2011年度は360億円と見込まれている。

◆ 地方再生対策費の継続

2008年度に創設された地方再生対策費は、2011年度地方財政計画では前年の4,000億円から3,000億円に引き下げられ、普通交付税の算定額は道府県分1,125億円、市町村分1,875億円となった。総額の引き上げにともない単位費用は大幅に減少している。算定方法については引き続き格差是正を前提としているため、段階補正を採用し、補正係数の算定では第一次産業人口や高齢者人口を適用するなど従来通りである。

なお、2012年度地方財政計画では同項目を「地域活性化・雇用等対策費」と整理統合し「地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）」として一括される。

◆ 段階補正の状況

市町村の段階補正は2010年度算定において、2002年度から2004年度にわたり行われた削減の3分の1程度（700億円程度）が復元されたが、今年度はとくに追加的な見直しは行われていない。

市町村分の社会福祉費を事例として人口段階ごとの段階補正係数を試算した結果が図表3-1である。標準団体人口（10万人）を超える人口規模では2009年度に引き続き係数の低下がみられる一方で、10万人未満では前年度比でさらに係数が上昇している。

また、図表3-2は段階補正の上限値が適用される市町村の算定項目について、最近の上限値の推移をまとめたものである。社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、商工行政費、徴税費、戸籍住民基本台帳費（戸籍数および世帯数）については引き上げられているが、消防費、その他の土木費、その他の教育費については引き下げられている。

図表3-1 社会福祉費の段階補正係数の試算

測定単位（万人）	2009	2010	2011
150	0.851	0.843	0.842
50	0.893	0.888	0.885
30	0.922	0.917	0.915
10	1.000	1.000	1.000
3	1.070	1.093	1.093
2	1.110	1.140	1.160
1.2	1.177	1.213	1.233
0.8	1.275	1.315	1.345
0.5	1.404	1.450	1.480
上限値	1.490	1.540	1.570

（資料）市町村の普通交付税算出資料より試算

図表3-2 段階補正の上限値

	2009	2010	2011
消防費（人口）	1.980	2.035	1.980
その他の土木費（人口）	1.700	1.740	1.680
その他の教育費（人口）	2.145	2.180	2.155
社会福祉費（人口）	1.490	1.540	1.570
保健衛生費（人口）	2.850	2.995	3.180
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.953	1.769	1.778
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.480	2.415	2.420
徴税費（人口）	2.860	2.780	2.970
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.337	1.405	1.418
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	1.940	2.140	2.510
地方再生対策費（人口）	15.000	15.000	15.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000

（資料）市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

* このほか生活保護費、地域振興費（人口）は上限なし

* 雇用対策・地域資源活用推進費（上限なし）は2011年度創設のため除外した

◆ 頑張る地方応援プログラムの経過措置

2007年度から3年間にわたり、国において地方自治体の地域活性化施策に対する財政支援を講じる「頑張る地方応援プログラム」プロジェクトが創設され、その一環として普通交付税算定において、各種成果指標にもとづく補正係数を採用したいわゆるインセンティブ算定が導入された。プロジェクトは2009年度で終了したが、激変緩和措置として2010年度から3年間にわたり補正係数を段階的に引き下げる算定が適用されている。

2011年度は算定した係数に0.3を乗じているが、いわゆる行革インセンティブといわれる歳出削減率（地域振興費）および徴収率（徴税費）にかかる算定についてはこうした算定が適用されておらず、引き続き存置されるものと予想される。

3. 普通交付税算定結果について（当初算定）〈資料2〉

◆ 概況

既述のように普通交付税額は総額16兆4,193億円（3.4%）、このうち道府県分が8兆7,255億円（2.9%）、市町村分が7兆6,938億円（4.0%）と市町村の伸びが高くなっている。ただし、臨時財政対策債を含めた実質額でみると道府県分が12兆4,754億円（△5.0%）、市町村分が9兆8,972億円（△1.2%）といずれも前年度比減となっている。

普通交付税算定結果（不交付団体）を要素別にみると、基準財政需要額は道府県分が17兆9,507億円（4.6%）、市町村分が20兆8,664億円（2.4%）といずれも増加しているが、臨時財政対策債控除前でみると道府県分が21兆7,006億円（△0.5%）、市町村分が23兆697億円（0.3%）の微増減にとどまる。

さらに項目別の伸び率でプラスとなっているのは、道府県分は包括算定経費0.5%、公債費等2.1%、市町村分では個別算定経費が0.4%、公債費等が3.2%にとどまり、2010年度のような全般的な増加傾向はみられない。なお、市町村については交付団体の増加の影響が含まれているが、これを除いてもおおむね同程度の伸び率である。

一方、基準財政収入額は法人関係税などの回復基調を見込み、道府県分が9兆2,252億円（6.5%）、市町村分が13兆1,726億円（1.6%）と道府県分の伸びが大きい。

以上のことから今年度の普通交付税算定結果は総額では伸びたものの、①引き続き交付団体が増えたこと、②臨財債の発行可能額が抑制されたことにより、普通交付税の振り替え分が減少したこと、③臨財債を含めた実質的な普通交付税総額ではむしろ前年度比減となっており、実質的な伸びは限定的であるといえることができる。

2010年度の算定では約1兆円の別枠加算が新設されたことや交付団体が急増したことから、前年度比でプラスとなる要素が多く、また臨財債も算定見直しの実質的な初年度であったとはいえ総額は大幅増となったことから、基準財政需要額と普通交付税額が実質的に大きく伸びた。

これに比べて、今年度は別枠加算が若干増えたものの各自治体の交付額としては伸びをもたらず要因は限定的であったと推察される。

◆ 圏域別配分状況

道府県分、市町村分合計の普通交付税の圏域別の状況をみてみよう。

図表4は2000年度以降の普通交付税の圏域別配分比率を経年的に表したものであり、上段は臨財債を含まない名目値の配分、下段は臨財債を含む実質値の配分状況を示している。

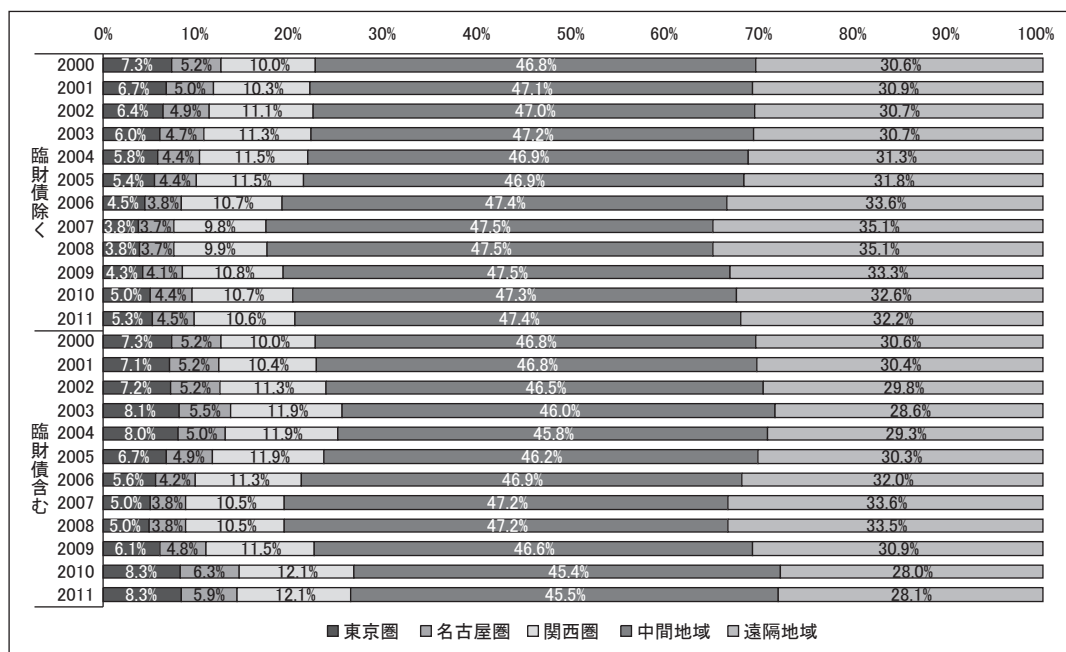
おおむね景気動向を背景とする財政状況を反映して、三大都市圏の構成比が大きく変動しており、景気回復局面では大都市自治体の不交付団体の増加や財源不足の圧縮にともない、構成比が縮小する傾向がみられる。

近年では2000年代半ばの景気回復局面において大都市を中心に不交付団体が増加したことから配分比率が低下したが、2008年度のリーマンショック以降の景気悪化により大都市の交付団体が増加し、三大都市圏の配分割合が上昇している。この結果、相対的に地方圏の配分が減少している。

ただし、臨財債を除いた比率とこれを含んだ比率をみると後者の変動が著しい。

たとえば三大都市圏について、リーマンショックの影響が実質的に表れる前の2008年度と直近の2011年度の配分比率を比較すると、臨財債を除いた比率では、2008年度が17.4%（東京圏3.8%、名古屋圏3.7%、関西圏9.9%）に対し、2011年度は20.4%（東

図表4 普通交付税の配分状況



(資料) 前掲「計数資料」の各年度データより作成

京圏5.3%、名古屋圏4.5%、関西圏10.6%)と3.0ポイントの上昇にとどまる。一方、臨財債を含む場合には2008年度が19.3% (東京圏5.0%、名古屋圏3.8%、関西圏10.5%)に対し、2011年度は26.3% (東京圏8.3%、名古屋圏5.9%、関西圏12.1%)と7.0ポイントも上昇している。

このことは本来、普通交付税を臨財債に振り替えなければ、三大都市圏の交付団体の増加や財源不足の拡大によって配分比率が急速に上昇し、地方圏の配分比率を相対的に低下させることを意味する。逆にみれば、臨財債への振り替えが三大都市圏で相対的に大きいことにより、普通交付税の配分比率は交付団体の変動に比べて小さい結果をもたらしているということがいえる。

こうした結果をもたらしていると考えられるのが、先ほど詳述した2010年度から段階的に導入されている臨財債の財源不足額基礎方式による算定である。既述のように財源不足額基礎方式では人口基礎方式算定後の財源不足額に対して、財政力に応じた補正係数を乗じており、財政力に比例して高い補正係数が設定される。すなわち財政力が相対的に高い大都市部の自治体は、臨財債への振替率が相対的に大きくなるため、普通交付税配分の地方圏へのしわ寄せを緩和する効果をもたらしていると考えられる。

2011年度は三大都市圏の交付団体がさらに増加したにもかかわらず、2010年度とほぼ同様の配分比率を維持していることから、算定の効果が反映されていると推察される。

◆ 基準財政需要額の算定結果① — 項目別基準財政需要額の状況

次に普通交付税の動向に大きくかわる基準財政需要額の算定結果の詳細をみってみる。

まず、基準財政需要額の算定結果を項目別にみてもよい。なお、ここでは入手資料の都合上、合併算定替えではなく一本算定の結果を用い、年度間の交付団体の変動要因を除くため、交付・不交付を含む総額でみる。

図表5-1・図表5-2は2010年度と2011年度の道府県分、市町村分の項目別の基準財政需要額と前年度比伸び率である。

2010年度は道府県分、市町村分いずれにおいても前年度比増となっている項目が大半を占めており、公債費を除く個別算定経費のうち前年度比マイナスとなっているのは道府県分で34項目中8項目、市町村分で39項目中8項目にとどまっており、主に土木費関連や地域振興費などの特別費目を中心である。

これに対し2011年度は道府県分で34項目中22項目、市町村分で39項目中29項目に上り、基準財政需要額の算定自体は全般的に減少に転じている。

臨財債控除前の個別算定経費（公債費を除く）は道府県分では2010年度19兆1,559億円に対し2011年度は18兆9,926億円と前年度を下回り、市町村分は2010年度18兆4,353億円に対し、2011年度は18兆4,538億円と前年度を上回るものの、生活保護費や社会福祉費、高齢者保健福祉費などの算定額の大きい厚生費関連項目の伸びが主体であり、他の経費の多くが前年度を下回っている。

残りの包括算定経費や公債費が前年度比でプラスとなっているため、臨財債控除前の総額の伸び率では道府県分が△0.4%、市町村分が0.4%で増減率は小幅になっているものの、傾向としては総額圧縮となっている。

これに対し、臨財債総額は前年度比で減少しているため、振替額が少ない分、臨財債控除後の総額は道府県分が4.8%、市町村分が2.3%と増加している。

ただし、地方再生対策費や雇用対策・地域資源活用推進費など、小規模自治体に配慮した格差是正算定が継続していることや、臨財債の算定方法の見直しなどにより、個別自治体における増減は必ずしもこうした傾向とは一致しない。

次の節では基準財政需要額を算定要素別に検証する。

図表5-1 費目別基準財政需要額

(1) 道府県分

(単位：億円、%)

道府県分			2010年		2011年	
			金額	対前年度比	金額	対前年度比
個別算定経費	警察費	警察職員数	22,312	1.7	21,630	-3.1
		道路橋りょう費	3,388	-2.8	3,187	-5.9
	土木費	道路の面積	6,907	-3.0	6,743	-2.4
		道路の延長	970	-10.8	908	-6.4
		河川費	330	0.9	318	-3.6
		港湾費	397	-0.9	398	0.3
		港湾(保留)	108	-0.1	102	-6.2
		漁港(保留)	200	-1.3	202	0.9
		漁港(外郭)	1,690	3.8	1,522	-9.9
	教育費	人口	29,132	3.3	28,549	-2.0
		小学校費	16,594	3.6	16,444	-0.9
		中学校費	14,777	3.0	14,106	-4.5
		高等学校費	2,150	4.8	2,138	-0.6
		生徒数	5,996	3.9	5,886	-1.8
		特別支援学校費	730	11.2	705	-3.5
		教職員数	2,102	5.9	2,057	-2.2
		その他の教育費	1,209	10.8	1,222	1.0
	厚生労働費	人口	5,452	2.2	5,543	1.7
		生活保護費	1,012	-2.5	1,077	6.3
		社会福祉費	12,270	15.9	12,977	5.8
		衛生費	14,731	8.3	15,096	2.5
		高齢者保健福祉費	12,147	6.3	12,736	4.8
		労働費	11,511	2.1	12,025	4.5
	産業経済費	人口	708	11.2	656	-7.3
		農業行政費	4,364	5.2	4,154	-4.8
		林野行政費	966	8.4	984	1.9
		水産行政費	256	6.3	266	3.8
商工行政費		440	10.7	409	-7.1	
総務費	人口	2,578	7.1	2,505	-2.8	
	徴税費	3,445	1.3	3,145	-8.7	
	恩給費	294	-7.9	257	-12.5	
地域振興費	8,636	19.3	8,607	-0.3		
小計			187,804	4.7	186,553	-0.7
地方再生対策費		人口	1,504	0.0	1,124	-25.3
雇用対策・地域資源活用(臨時特例費)推進費		人口	2,250	皆増	2,249	0.0
個別算定経費(公債費除き)計			191,559	4.5	189,926	-0.9
公債費			29,580	1.6	30,183	2.0
個別算定経費計			221,139	4.1	220,109	-0.5
包括算定経費		人口	12,378	7.6	12,381	0.0
		面積	3,865	6.1	3,960	2.5
包括算定経費計			16,243	7.3	16,340	0.6
個別算定経費+包括算定経費計			237,382	4.3	236,449	-0.4
臨時財政対策債振替相当額		人口基礎方式	25,884	-	10,601	-59.0
		財源不足額基礎方式	22,334	-	27,634	23.7
臨時財政対策債振替相当額計			48,218	49.0	38,235	-20.7
合計			189,164	-3.1	198,214	4.8

※ 錯誤除き

(資料) 地方財務協会『地方財政』2011年9月号より抜粋(一部加筆修正)

図表5-2 費目別基準財政需要額

(2) 市町村分

(単位：億円、%)

市町村分			2010年		2011年		
			金額	対前年度比	金額	対前年度比	
個別 算定 経費	土 木 費	消 防 費	人 口	16,463	4.1	16,217	-1.5
		道 路 橋 り よ う 費	道路の面積	5,873	2.9	5,773	-1.7
			道路の延長	7,079	-5.3	6,701	-5.3
		港 湾 費	港湾(係留)	159	4.8	154	-3.4
			港湾(外郭)	212	-1.4	214	1.1
			漁港(係留)	102	-1.3	97	-4.9
			漁港(外郭)	118	0.4	113	-4.2
		都市計画費	計画区域人口	2,040	2.1	1,964	-3.8
		公 園 費	人 口	1,166	0.1	1,122	-3.8
		下 水 道 費	都市公園の面積	333	2.4	337	1.1
	人 口		6,576	-2.1	6,203	-5.7	
	その他の土木費	人 口	3,451	2.7	3,191	-7.5	
	教 育 費	小 学 校 費	児童数	3,226	4.5	3,184	-1.3
			学級数	3,541	4.9	3,459	-2.3
			学校数	2,139	8.5	2,110	-1.3
		中 学 校 費	生徒数	1,501	8.9	1,486	-1.0
			学級数	2,060	0.2	1,964	-4.7
			学校数	1,019	6.5	1,014	-0.6
		高 等 学 校 費	教職員数	1,003	1.3	950	-5.3
			生徒数	175	6.5	173	-0.8
		その他の教育費	人 口	8,137	2.5	8,009	-1.6
			幼稚園児数	1,094	2.6	1,050	-4.0
	厚 生 費	生活保護費	市部人口	9,062	8.4	10,352	14.2
		社会福祉費	人 口	23,323	12.5	24,625	5.6
		保健衛生費	人 口	14,020	20.4	14,707	4.9
		高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	17,434	-6.6	18,167	4.2
			75歳以上人口	10,510	3.2	11,038	5.0
	清 掃 費	人 口	10,916	-0.2	10,216	-6.4	
	産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	3,261	8.0	3,067	-6.0
		林野水産行政費	林水業従業者	1,040	2.8	1,084	4.2
		商工行政費	人 口	2,355	7.0	2,308	-2.0
	総 務 費	徴 税 費	世帯数	3,267	14.7	2,719	-16.8
戸籍住民基本台帳費			844	3.9	807	-4.4	
地域振興費		世帯数	1,328	11.4	1,441	8.5	
		人 口	14,308	-6.6	13,876	-3.0	
面 積	1,245	9.9	1,248	0.2			
小 計			180,384	3.6	181,139	0.4	
地方再生対策費	人 口	1,873	-0.6	1,393	-25.7		
	耕地及び林野面積	250	0.0	186	-25.8		
地方再生対策費 計			2,123	-0.5	1,578	-25.7	
雇用対策・地域資源活用(臨時特例費)推進費			1,846	皆増	1,821	-1.3	
個別算定経費(公債費除き)計			184,353	3.3	184,538	0.1	
公 債 費			29,091	3.0	29,923	2.9	
個別算定経費 計			213,443	3.3	214,461	0.5	
包括算定経費	人 口	26,508	2.3	26,514	0.0		
	面 積	3,371	7.8	3,408	1.1		
包括算定経費 計			29,879	2.9	29,922	0.1	
個別算定経費+包括算定経費 計			243,323	3.2	244,383	0.4	
臨時財政対策債振替相当額	人口基礎方式	17,625	-	8,365	-		
	財源不足額基礎方式	8,938	-	14,211	-		
臨時財政対策債振替相当額計			26,564	50.6	22,576	-15.0	
合 計			216,759	-0.6	221,806	2.3	

※ 一本算定 錯誤除き

(資料) 前掲『地方財政』2011年9月号より抜粋(一部加筆修正)

◆ 基準財政需要額の算定結果② — 単位費用の状況

図表6-1・図表6-2は単位費用の前年度との比較である。道府県分、市町村分ともおおむね基準財政需要額の増減傾向と一致しており、公債費および包括算定経費を除き前年度比マイナスとなっているのは道府県分で34項目中21項目、市町村分では39項目中28項目に上っている。

単位費用の道府県分、市町村分共通の増減要因としては次のようなことがあげられる。

【増加要因】

住民生活に光をそそぐ事業などの別枠加算分の反映

生活保護費の増加

障がい者自立支援給付費負担金の増加などによる社会福祉費の増加

後期高齢者医療給付費負担金および介護給付費負担金の増加などによる高齢者保健福祉費の増加

【減少要因】

地方再生対策費の減少

投資的経費、給与関係経費の減少

以上のなかで、項目全般の減少要因とみられるのが給与関係経費である。給与関係経費は経常経費関連の項目の単位費用の基礎数値となっており、地財計画ベースの給与関係経費を前提に単位費用における給与の共通単価を設定している。基本的には地財計画の給与関係経費が削減されると単位費用に含まれる給与単価が減少する傾向があるため、各単位費用に共通の減少要因となる。詳細は後述する。

その他、項目別の主な増減要因については図表7に整理した。昨年同様に地財計画の別枠加算を反映する「活性化推進事業費」が多くの項目で算定されているが、昨年のように必ずしも単位費用の増加として表れていない。

図表6-1 平成23年度単位費用に関する調（道府県分）

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B) ×100	
一	警 察 費	警察職員数	8,875,000	9,191,000	-316,000	-3.4
二	1 道路橋りょう費	道路の面積	161,000	153,000	8,000	5.2
		道路の延長	2,075,000	2,167,000	-92,000	-4.2
	2 河 川 費	河川の延長	173,000	180,000	-7,000	-3.9
	3 港 湾 費	港 係留施設の延長	29,300	30,500	-1,200	-3.9
		湾 外郭施設の延長	6,110	6,130	-20	-0.3
漁 係留施設の延長		11,900	12,700	-800	-6.3	
	港 外郭施設の延長	6,040	6,070	-30	-0.5	
4 その他の土木費	人 口	1,640	1,760	-120	-6.8	
三	1 小 学 校 費	教職員数	6,614,000	6,755,000	-141,000	-2.1
		2 中 学 校 費	教職員数	6,677,000	6,807,000	-130,000
	3 高 等 学 校 費	教職員数	7,199,000	7,475,000	-276,000	-3.7
		生徒数	68,000	68,100	-100	-0.1
	4 特別支援学校費	教職員数	6,496,000	6,706,000	-210,000	-3.1
		学級数	2,405,000	2,543,000	-138,000	-5.4
	5 その他の教育費	人 口	1,860	1,920	-60	-3.1
公立大学等学生数		243,000	248,000	-5,000	-2.0	
私立大学等生徒数		262,900	258,400	4,500	1.7	
四	1 生 活 保 護 費	町村部人口	8,170	7,430	740	10.0
		2 社 会 福 祉 費	人 口	11,600	10,800	800
	3 衛 生 費	人 口	12,500	12,200	300	2.5
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	51,400	49,200	2,200	4.5
		75歳以上人口	101,000	97,400	3,600	3.7
5 労 働 費	人 口	565	607	-42	-6.9	
五	1 農 業 行 政 費	農家数	120,000	117,000	3,000	2.6
		2 林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積	5,110	4,970	140
		公有林野の面積	15,800	15,200	600	3.9
3 水 産 行 政 費	水産業者数	335,000	313,000	22,000	7.0	
4 商 工 行 政 費	人 口	2,290	2,340	-50	-2.1	
六	1 徴 税 費	世帯数	6,650	7,280	-630	-8.7
		2 恩 給 費	恩給受給権者数	1,201,000	1,221,000	-20,000
	3 地 域 振 興 費	人 口	761	731	30	4.1
七	地方再生対策費	人 口	969	1,300	-331	-25.5
八	雇用対策・地域資源活用推進費	人 口	680	-	680	皆増
	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人 口	-	680	-680	皆減
九	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B) ×100
人 口	12,120	12,170	-50	-0.4
面 積	1,262,000	1,218,000	44,000	3.6

(資料) 前掲『地方財政』2011年5月号より抜粋

図表6-2 平成23年度単位費用に関する調（市町村分）

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B) ×100	
一	消 防 費	11,200	11,400	-200	-1.8	
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積 82,400 道路の延長 219,000	83,500 230,000	-1,100 -11,000	-1.3 -4.8	
	2 港 湾 費	港湾係留施設の延長 28,900 外郭施設の延長 6,110 漁港係留施設の延長 11,900 外郭施設の延長 4,400	30,000 6,130 12,600 4,710	-1,100 -20 -700 -310	-3.7 -0.3 -5.6 -6.6	
	3 都市計画費	都市計画区域における人口	1,050	1,100	-50	-4.5
	4 公 園 費	人 口 611 都市公園の面積	37,700	37,800	-100	-0.3
	5 下 水 道 費	人 口	94	100	-6	-6.0
	6 その他の土木費	人 口	1,880	2,010	-130	-6.5
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児童数 43,300 学級数 916,000 学校数 9,463,000	43,400 930,000 9,490,000	-100 -14,000 -27,000	-0.2 -1.5 -0.3	
	2 中 学 校 費	生徒数 41,700 学級数 1,211,000 学校数 9,971,000	42,400 1,215,000 9,972,000	-700 -4,000 -1,000	-1.7 -0.3 0.0	
	3 高 等 学 校 費	教職員数 7,269,000 生徒数 78,900	7,504,000 79,400	-235,000 -500	-3.1 -0.6	
	4 その他の教育費	人 口 5,200 幼稚園の幼児数 355,000	5,300 362,000	-100 -7,000	-1.9 -1.9	
	1 生 活 保 護 費	市部人口	8,370	7,500	870	11.6
	2 社 会 福 祉 費	人 口	18,800	17,400	1,400	8.0
	3 保 健 衛 生 費	人 口	6,570	5,920	650	11.0
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口 70,800 75歳以上人口 92,000	68,700 88,400	2,100 3,600	3.1 4.1	
5 清 掃 費	人 口	5,440	5,810	-370	-6.4	
五 業 経 費	1 農 業 行 政 費	農家数	90,700	94,200	-3,500	-3.7
	2 林 野 水 産 行 政 費	林業及び水産業の従業者数	285,000	266,000	19,000	7.1
	3 商 工 行 政 費	人 口	1,480	1,490	-10	-0.7
六 総 務 費	1 徴 税 費	世帯数	5,800	7,050	-1,250	-17.7
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸籍数 2,880 世帯数 2,670	1,630 2,670	-80 210	-4.9 7.9	
	3 地 域 振 興 費	人 口	2,230	2,200	30	1.4
		面 積	1,219,000	1,217,000	2,000	0.2
七	地 方 再 生 対 策 費	人 口 1,260 耕地及び林野面積 900	1,670 1,210	-410 -310	-24.6 -25.6	
八	雇 用 対 策 ・ 地 域 資 源 活 用 推 進 費	人 口	526	-	526	皆増
	雇 用 対 策 ・ 地 域 資 源 活 用 臨 時 特 例 費	人 口	-	526	-526	皆減
九	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B) ×100
人 口	22,500	22,410	90	0.4
面 積	2,564,000	2,562,000	2,000	0.1

(資料) 前掲『地方財政』2011年5月号より抜粋

図表7 項目別の単位費用の主な増減理由

		主 な 増 減 理 由	
道 府 県	警察費（警察職員数）	標準団体の警察事務職員数の減員	
	道路橋りょう費（道路面積）	維持管理にかかる直轄事業負担金の廃止にともなう道路面積の見直し	
	道路橋りょう費（道路延長）		
	港湾費（港湾・外郭施設の延長）	国の予算および地財計画における投資的経費の削減	
	港湾費（漁港・外郭施設の延長）		
	港湾費（港湾・係留施設延長）	工事請負費の削減	
	河川費	維持管理にかかる直轄事業負担金廃止にともなう種別補正の廃止	
	小学校費	活性化推進事業費の計上、外部人材活用事業の廃止にともなう削減、標準団体の教職員の減員	
	中学校費	活性化推進事業費の計上、外部人材活用事業の廃止にともなう削減、標準団体の教職員の増員	
	高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の計上	
	高等学校費（生徒数）	活性化推進事業費の計上	
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数の増員	
	特別支援学校費（学級数）	活性化推進事業費の計上	
	その他の教育費（人口）	活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の増員	
	生活保護費	扶助費の増加（扶助単価等の改定）	
	社会福祉費	活性化推進事業費の計上、児童福祉司の増員、子育て支援サービス充実推進事業に関する経費充実	
	衛生費	活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の増員	
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の減員、介護報酬改定等にともなうシステム改修経費、介護職員等の研修事業経費	
	労働費	活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の減員	
	農業行政費	活性化推進事業費の計上、標準団体の行政規模（農家数）の縮小、標準団体職員数の減員、地方単独事業経費の計上	
	林野行政費（公有以外の林野の面積）	活性化推進事業費の計上、地球温暖化対策暫定事業経費の計上、標準団体職員数の減員	
	水産行政費（水産業者数および漁業共同組合数）	活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の減員、標準団体の行政規模の縮小	
	商工行政費	活性化推進事業費の計上、標準団体の行政規模の縮小	
	徴税費	標準団体職員数の減員、道府県民税徴収取扱費交付金の見直し、電子申告システム委託料の見直し	
	地域振興費	活性化推進事業費の計上	
	雇用対策・地域資源活用推進費	新 設	
	包括算定経費（人口）	地財計画に基づく定員合理化等による職員減員	
	市 町 村	消防費	活性化推進事業費の計上、高機能消防司令センター維持管理費、消防団充実強化費
		道路橋りょう費（道路延長）	
		港湾費（港湾・外郭施設の延長）	国の予算および地財計画における投資的経費の削減
		港湾費（漁港・外郭施設の延長）	
		港湾費（漁港・係留施設延長）	工事請負費の削減
公園費（都市計画区域人口）		標準団体の行政規模の拡大	
小学校費（児童数）		準要保護児童関係経費の拡充、標準施設規模のうち児童数の見直し	
中学校費（生徒数）		準要保護児童関係経費の拡充	
小・中学校（学級数）		活性化推進事業費の計上	
小・中学校（学校数）		活性化推進事業費の計上	
高等学校費（教職員数）		活性化推進事業費の計上	
高等学校費（生徒数）		活性化推進事業費の計上	
その他の教育費（人口）		活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の増員	
生活保護費		扶助費の増加（扶助単価等の改定）	
社会福祉費		活性化推進事業費の計上、子育て支援サービス充実推進事業経費の拡充	
保健衛生費		活性化推進事業費の計上、自殺対策担当職員の増員、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金関連経費	
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）		活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の減員、介護報酬改定等にともなうシステム改修経費、24時間対応定期巡回・臨時対応サービス事業等の経費	
清掃費		標準団体職員数の減員	
農業行政費		活性化推進事業費の計上、標準団体職員数の減員、環境保全型農業直接支援対策等の地方単独事業に要する経費	
林野水産業行政費		活性化推進事業費の計上、地球温暖化対策暫定事業の経費、市町村森林情報緊急整備事業の経費	
商工行政費		活性化推進事業費の計上	
徴税費		標準団体職員数の減員、地方税電子申告システム運営等委託料の見直しなど	
戸籍住民基本台帳費		戸籍事務電算化にかかる経費の見直し、住民基本台帳システムの改修経費	
地域振興費（人口）		活性化推進事業費の計上	
雇用対策・地域資源活用推進費		新 設	
包括算定経費（人口）		地財計画にもとづく定員合理化等にともなう職員の減員	

（資料） 前掲『地方財政』2011年5月号より作成

（注） かつこ内は測定単位でとくに区別が必要な項目のみ記載している。

網掛けは単位費用が減少した項目。ただしすべての減少項目を掲載しているわけではない。

◆ 基準財政需要額の算定結果③ — 給与単価の測定単位

経常的な経費の単位費用には職員の人件費が含まれており、経費項目ごとに標準団体の職員数や配置および統一給与単価にもとづき人件費総額が算入され、単位費用の一部を構成する。

一般職員を例とすると、標準的経費を算定するために部長職、課長職、職員AおよびBの4つの職位を想定し、それぞれの給与単価を掛け合わせる。職員A・Bの区分は経験年数の違いを想定しており、高めと低めの標準的な給与単価が設定される。

給与単価は統計法にもとづく指定統計調査である5年に一度の地方公務員給与実態調査、全国の人事委員会勧告の内容などを反映させている。あくまで平均的なモデル単価であり、各自治体の給与の実態とは一致しないが、その総額は地方財政計画の給与関係経費に準じており、マクロベースの財源保障の動向と関連している。近年、地財計画の給与関係経費は減少の一途をたどっており、これにともない給与単価が引き下げられる傾向にあり、単位費用における減少要因の一つとなっている。

普通交付税における人件費算定はかつての国基準から地方の実態を基礎とする方法に転換しており、自治体ごとの人件費の取り扱い状況の集計が財源保障の水準を決める傾向がみられる。

給与単価の個別項目は以下のような算定根拠をもつ。

● 本俸

義務教育関係職員を除いて、指定統計の2008年度地方公務員給与実態調査の結果と地財計画に準じた理論上の昇給原資率等乗じ、加えて全国の人事委員会勧告の内容を反映させ、職種別の単価を見直す。

● 職員手当

国の給与制度および地財計画における職員手当等の改定に準じて改定しており、詳細は以下のようなものである。

① 地域手当

単位費用ではなく、級地別の普通態容補正の共通係数で算定している（後述）。2006年度から2009年度までは旧調整手当との差を段階的に見直し、2010年度より「地域手当の級地区分」にもとづき算定している。

② 期末勤勉手当

地財計画に準じて、3.94月としている。

③ 管理職手当

2008年度より国家公務員について定率制から官職別の定額制に移行したことにともない、地財計画と同様に定額制に改定。

④ 退職手当

地財計画に計上された退職手当総額から退職手当債相当分を控除した額にもとづき、本俸に乗ずる退職手当率を設定。

⑤ 共済組合負担金

事務費、短期給付負担金、長期給付負担金、追加費用に関する料金を改定。

⑥ その他の諸手当

通勤手当等については地財計画に準じて改定。

● その他の人件費関連

報酬、費用弁償、旅費、賃金等については、国の予算措置、地財計画、物価動向等にもとづき見直している。

● 給与改善費

2002年度に国の予算で公務員の給与改善費を計上しないこととなり、これを受けて2003年度以来、地財計画においても計上せず、基準財政需要額にも算入されていない。

なお、地財計画では一般行政経費の単独事業経費に、年度途中のさまざまな財政需要変化に対応した予備費に相当するものとして「追加財政需要額」を計上しており、普通交付税の算定でも包括算定経費（人口・面積）で一定程度が一括計上されている。「追加財政需要」はさまざまな経費を想定しているが、たとえば各年の給与改定もこうした財政需要の対象となりうる。

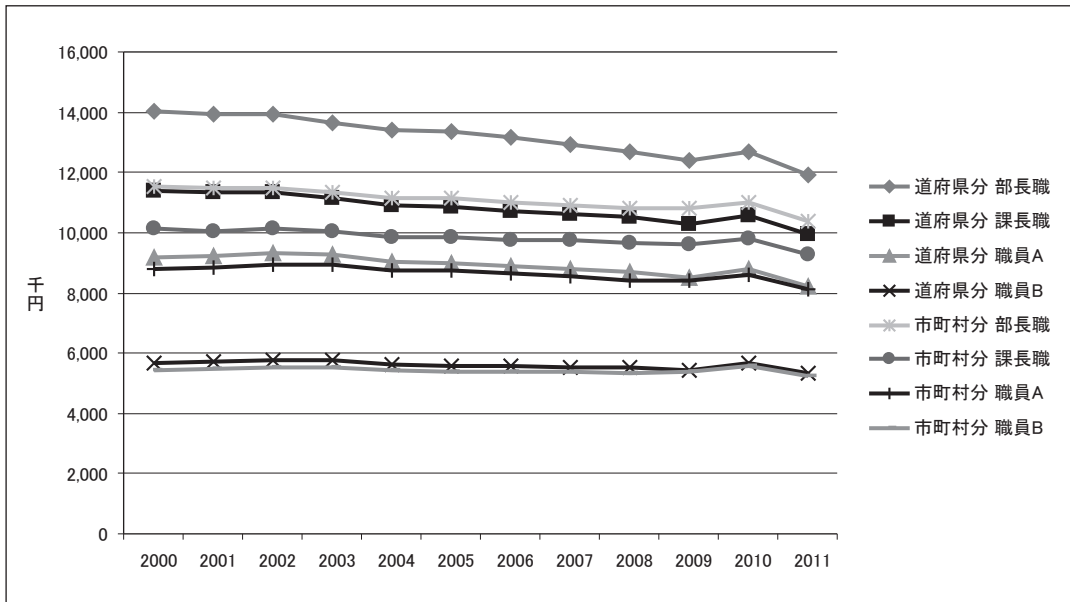
● 議員および特別職

地方公務員の給与改定状況、国の特別職の給与改定状況、給与実態等を踏まえて改定。

図表 8 に示されるように2011年度の給与単価については前年度比減となっており、2010年度を除けば長期減少傾向にある。

地方自治体の給与の実態が減少傾向を続け、地財計画における給与関係経費が減少の一途をたどる限り、給与単価は普通交付税における単位費用の共通したマイナス要因として影響をもたらし続ける。

図表8 単位費用の給与単価の状況



(資料) 前掲『地方財政』各年度5月号より作成

◆ 基準財政需要額の算定結果④ — 測定単位

測定単位は地方交付税法および普通交付税に関する省令において適用する単位と参照すべき統計データが規定されている。

各測定単位の総計が前年度比で減少したのは道府県分では道路の延長、河川の延長、高等学校の教職員数および生徒数、町村部人口、農家数、公有林野面積、水産業者数、恩給受権者数。市町村分では小学校児童数、小学校数、中学校数、高等学校の教職員数および生徒数、幼稚園園児数、農家数、耕地および林野の面積である。

なお、これらの多くは通常の数値減であるが、道府県分の道路の延長については測定単位上の扱いの見直しによるもので、道路の延長については、今年度の直轄事業負担金（維持管理費）が廃止されたことにともない、国道および直轄高速道路が測定単位から除外されたことによる。

なお、基準財政需要額の算定に相対的に大きな影響をあたえる2010年度国調人口は、総計では前回調査から増加しているが、人口移動による社会増減の影響が大きい。

◆ 基準財政需要額の算定結果⑤ — 補正係数

● 道府県分の人口急減補正の復活

補正係数は、2010年度のような市町村の段階補正や人口急減補正の復元といった目玉となる改定は少なかったが、そのなかでは、道府県の人口急減補正の再採用が注目される。

人口急減補正は測定単位の置き換えなどにもなう基準財政需要額の激変緩和を図るため、減少した測定単位を一定水準まで復元する補正で、数値急減補正の一つである。道府県分の人口急減補正は2003年度に廃止されていたが、今回、国調人口の置き換えにもなう測定単位の変動を鑑みて、これを復活させることになり、2005年度から2010年度の過去5年間の人口減少をもとに補正することになった。また、道府県分、市町村分いずれも人口急減補正の復元率は0.9（昨年度は0.1）と高い補正となる。なお、市町村分の人口急減補正については2010年度算定より、過去20年間の人口減少にもとづく条件不利地域に配慮した算定が加わっている。

● 普通態容補正の見直し

普通態容補正は自治体ごとの行政の質量差、給与差、権能差にもなう自治体の経費の違いを反映するもので、なかでも毎年の普通態容補正に大きな影響をもつ給与差は、共通係数と個別係数からなり、共通係数では地方公務員給与実態調査にもとづき地域手当の級別の一人あたり給料、地域手当、扶養手当などを合算して、標準団体における一人あたりの給料等合算額で割ったものを、普通態容補正を適用するすべての項目の共通の係数とする。一方、個別係数は地財計画における一般行政経費の状況、自治体の決算状況、自治体予算におけるシーリングの状況などを織り込んで、各項目で個別に適用する係数である。

道府県分の共通係数は補正係数の簡素化の観点から、現在、職員数を測定単位とするもの以外はすべて「地域振興費（人口）」で一括適用しており、2009年度には警察費もその対象となった。

市町村分については2009年度から消防費、公園費、下水道費、清掃費の共通係数について、同じく「地域振興費（人口）」で一括算定されている。

また、市町村分の個別係数については2006年度より3年間にわたり一律10%の削減が行われ、2010年度も実態を踏まえ一部見直されてきたが、2011年度においても同様の理由で道路橋りょう費、下水道費、その他土木費、地域振興費（人口）において見直しが行われた。

● **寒冷補正の充実**

寒冷補正は寒冷地における給与差、寒冷度、積雪度に応じて補正するもので、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める支給地域（2004年度改定）に応じて級地区分を設定している。

級地区分の適用は激変緩和措置として2009年度までは改定前の級地が適用されたが、2010年度より本来の級地に戻っている。

また、寒冷補正も簡素化の見地から地域振興費での一括適用が行われており、2009年度は道府県分の警察費、市町村分の徴税費、戸籍住民基本台帳費がその対象となっている。

2011年度は寒冷度の補正について灯油価格の上昇にともなう単価を引き上げた。また、積雪度の補正について2000年度の地域区分の見直しにともなう級地変更の特例措置として見直し前に一級地で、見直し後に無級地になった自治体について市町村に限り、一級地を適用している。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

<資料1>

地方交付税篇

平成23年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 都道府県と市町村の割合

平成22年度の発行可能額（都道府県：48,217.5億円、市町村：28,851.5億円）を基礎とした上で、平成23年度における減少額（△15,476億円）について、都道府県と市町村の地方税等の増収見込額を、都道府県と市町村の割合に反映させることとしています。

2 人口基礎方式と財源不足額基礎方式の割合

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとしています。

このため、平成23年度においては、都道府県、市町村それぞれにおいて、平成22年度の財源不足額基礎方式（都道府県：22,334億円、市町村：9,720億円）を基礎とした上で、残余の1/3についても財源不足額基礎方式に移行することとします。

上記1及び2の整理により、平成23年度における都道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は、おおむね下表の通りと見込まれます。

（単位：億円）

区	分	平成23年度	平成22年度	差引	(参考) 変化率
都道府県	人口基礎	10,600.5	25,883.5	△15,283	
	財源不足額基礎	27,634	22,334	5,300	
	計	38,234.5	48,217.5	△9,983	△20.7%
市町村	人口基礎	9,092.5	19,131.5	△10,039	
	財源不足額基礎	14,266	9,720	4,546	
	計	23,358.5	28,851.5	△5,493	△19.0%
合計	人口基礎	19,693	45,015	△25,322	
	財源不足額基礎	41,900	32,054	9,846	
	計	61,593	77,069	△15,476	△20.1%

（資料）地方財務協会「地方財政」2011年5月号158～159ページ

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算出します。

なお、①及び②により算出された臨時財政対策債発行可能額については、いずれも当該団体の基準財政需要額から振り替えることとなります。

① 人口基礎方式（対象：すべての地方公共団体）

$$\text{発行可能額} = A \times B \times C \times \alpha$$

- A：当該団体の平成22年国勢調査人口（速報値）
- B：平成22年度の算式において用いた補正係数
- C：単価（道府県：9,063円、市町村：5,660円）
- α：総額（人口基礎方式）に合わせ付けるための率

② 財源不足額基礎方式（対象：①による臨時財政対策債発行可能額の振替後に財源不足が生じる計算となる地方公共団体）

$$\text{発行可能額} = D \times Y \times \beta$$

$$\text{※ } Y \text{ は右記により算出 } Y = E / (E + F) \times G$$

- D：控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（①による臨時財政対策債発行可能額の振替後）と基準財政収入額の差額）
- E：臨時財政対策債（財源不足額基礎方式）の全国総額（道府県・市町村別）
- F：普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）
- G：「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H20～22平均）を用いた補正係数

〔合併算定替適用市町村におけるGの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H20～22平均）を、合併市町村の権能（政令市、その他の市町村）に対応した算式に適用〕

- β：総額（財源不足額基礎方式）に合わせ付けるための率

（参考）Yのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	Y
0.85	0.85程度以上
0.80	0.75程度
0.60	0.40程度
0.50	0.30程度
0.50未満	0.30程度未満

市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	Y	
	(政令市)	(その他の市町村)
1.00	0.9程度以上	0.6程度以上
0.90	0.7程度	0.5～0.4程度
0.70	0.4程度	0.3～0.2程度
0.60	0.3程度	0.2程度
0.60未満	0.3程度未満	0.2程度未満

<資料2>

閣議報告

平成23年8月5日

平成23年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成23年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	平成23年度	平成22年度
総額	16兆4,193億円	15兆8,797億円
道府県分	8兆7,255億円	8兆4,822億円
市町村分	7兆6,938億円	7兆3,975億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	平成23年度			平成22年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,666	58	1,724	1,653	74	1,727
計	1,712	59	1,771	1,699	75	1,774

(資料) 総務省ホームページ報道資料

3 主な改正項目

- (1) 地域の雇用情勢等に応じて雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けること。
- (2) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (5) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。
- (6) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (7) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- (8) 東日本大震災に伴い「特定被災地方公共団体」に指定された団体に対して、小・中学校費、その他の教育費（幼稚園）や法人関係税等の算定において特例的な措置を講じること。

4 交付決定日

平成23年8月5日（金）

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	688,441	773,337
青森	219,483	194,549
岩手	229,860	198,639
宮城	183,780	186,258
秋田	198,597	187,059
山形	184,904	148,923
福島	225,874	199,463
茨城	178,221	155,562
栃木	138,154	87,302
群馬	137,786	119,876
埼玉	201,242	144,911
千葉	169,757	150,376
東京	—	54,866
神奈川	81,017	62,444
新潟	290,773	253,615
富山	129,113	84,049
石川	132,580	104,000
福井	128,188	59,757
山梨	128,990	88,776
長野	224,486	244,104
岐阜	175,851	157,738
静岡	158,125	98,457
愛知	52,529	91,155
三重	137,895	117,124
滋賀	109,907	82,154
京都	168,375	154,400
大阪	290,317	260,889
兵庫	313,404	302,722
奈良	146,385	110,467
和歌山	162,749	110,023
鳥取	131,246	85,202
島根	181,040	140,551
岡山	167,038	178,191
広島	191,681	198,475
山口	174,979	132,221
徳島	147,229	89,389
香川	112,254	78,726
愛媛	167,983	150,619
高知	172,180	130,165
福岡	282,822	336,863
佐賀	139,389	94,191
長崎	220,675	205,330
熊本	219,882	226,553
大分	172,129	135,325
宮崎	183,304	142,871
鹿児島	271,737	252,539
沖縄	203,167	133,593
合計	8,725,519	7,693,798

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

[参考]

平成23年度地方交付税について

地方交付税の種類

- 普通交付税：教育、福祉、公共投資等の通常の行政に係る標準的な財政需要について、原則として4月、6月、9月、11月に交付(94%)
- 特別交付税：災害等の普通交付税で算定できない特別の財政需要について、原則として12月、3月に交付(6%)

総額の推移

		総額	普通交付税	特別交付税 (単位:億円)
平成23年度	当初予算	173,734	163,309	10,424
	補正予算第1号	1,200	—	1,200
	補正予算第2号	5,455	884	4,571
計		180,389	164,193	16,195

8月5日決定

被災団体等への交付状況

○普通交付税

<u>4月</u>	4月概算交付及び6月分繰上げ交付 (6,317億円) (3,584億円)	9,902億円
<u>6月</u>	6月概算交付及び9月分繰上げ交付 (3,372億円) (4,409億円)	7,781億円
<u>9月・11月(予定)</u>		9,582億円

○特別交付税

<u>4月</u>	第1回特例交付(応援団体の経費も対象)	762億円
<u>8月下旬～</u>	第2回特例交付を検討中	
<u>9月上旬頃(予定)</u>	(第1回特例交付後におけるデータ更新分、被災者生活再建支援基金への追加拠出等)	財政需要を照会中
<u>12月・3月(予定)</u>		定例交付 (被災地の復旧・復興に伴う財政需要、消防・警察賞じゅつ金等)

平成23年度 普通交付税の決定について

交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度 (当初算定)	伸 率
道府県分	87,255	84,822	2.9
市町村分	76,938	73,975	4.0
合 計	164,193	158,797	3.4

雇用対策・地域資源活用推進費

地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう「雇用対策・地域資源活用推進費」を計上。

区 分	算 定 額
道府県分	2,250億円
市町村分	2,250億円
合 計	4,500億円

平成23年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位: 億円、%)

区 分		道府県分		市町村分	
		平成23年度	対前年度伸率	平成23年度	対前年度伸率
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	170,376	△0.8	169,296	0.4
	包括算定経費 b	15,588	0.5	30,765	△0.2
	地方再生対策費 c	1,099	△25.4	1,818	△25.4
	雇用対策・地 域資源活用 推進費 d	2,155	△0.2	2,185	△0.5
	公債費等 e	27,788	2.1	26,634	3.2
	臨時財政対策 債振替相当額 f	37,499	△19.4	22,034	△16.0
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(217,006) 179,507	(△0.5) 4.6	(230,697) 208,664	(0.3) 2.4
基準財政収入額		92,252	6.5	131,726	1.6
普通交付税額		(124,754) 87,255	(△5.0) 2.9	(98,972) 76,938	(△1.2) 4.0

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成23年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 普通交付税額のうち、平成23年度補正予算(第2号)分(平成23年度の普通交付税の決定額と平成23年度
 当初予算における普通交付税の総額に基づく算定額との差額は、884億円(道府県分:409億円、
 市町村分:475億円)。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用対策・地域資源活用推進費の創設 ・ 子育て支援サービス充実推進事業、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等による増 ・ 生活保護費の増 ・ 障害者自立支援給付費負担金の増等による社会福祉費の増 ・ 後期高齢者医療給付費負担金の増、介護給付費負担金の増による高齢者保健福祉費の増 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用対策・地域資源活用推進費の創設 ・ 子育て支援サービス充実推進事業、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等による増 ・ 生活保護費の増 ・ 障害者自立支援給付費負担金の増等による社会福祉費の増 ・ 後期高齢者医療給付費負担金の増、介護給付費負担金の増による高齢者保健福祉費の増
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用対策・地域資源活用臨時特例費の廃止 ・ 地方再生対策費の減 ・ 投資的経費、給与関係経費の減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用対策・地域資源活用臨時特例費の廃止 ・ 地方再生対策費の減 ・ 投資的経費、給与関係経費の減
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道府県民税法人税割、法人事業税の増 ・ 地方法人特別譲与税の増 ・ 道府県民税所得割の増 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税法人税割の増 ・ 市町村民税所得割の増
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方特例交付金(児童手当及び子ども手当)の減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方特例交付金(児童手当及び子ども手当)の減

※ 上記のほか、算定上の測定単位である「人口」を平成17年国勢調査人口から平成22年国勢調査人口(速報値)に置き換えたこと、東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例措置を設けたことが個別団体の増減に影響している。

3 主な算定方法改正点

(1)「地域活性化・雇用等対策費」(1.2兆円)への対応

- 地方財政計画に歳出特別枠「地域活性化・雇用等対策費」(1.2兆円)を設け、平成22年度の「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円)から2,150億円増加することに対応し、新たに以下の事業に要する経費を関係費目の単位費用に算入
 - ① 子育て支援サービス充実推進事業(1,000億円)
 - ② 住民生活に光をそそぐ事業(300億円)
 - ③ 地球温暖化対策暫定事業(100億円)
- 併せて、「雇用対策・地域資源活用推進費」(4,500億円)を計上するとともに、地域活性化等に係る経費(6,100億円)を関係費目の単位費用に算入

(2)東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(205億円)

- 東日本大震災に伴い「特定被災地方公共団体」に指定された団体に対して、小・中学校費、その他の教育費(幼稚園)や法人関係税等の算定において特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないよう配慮
- ※ 臨時財政対策債の配分については、段階的に「財源不足額基礎方式」(平成22年度導入)の割合を高め、「人口基礎方式」は平成25年度に廃止

平成23年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分			市 町 村 分		
	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付税額
北海道	1,120,254	431,813	688,441	1,347,809	574,472	773,337
青森	315,496	96,013	219,483	314,217	119,668	194,549
岩手	322,331	92,470	229,860	322,822	124,183	198,639
宮城	361,188	177,408	183,780	442,390	256,132	186,258
秋田	271,174	72,577	198,597	285,751	98,692	187,059
山形	267,341	82,437	184,904	256,878	107,956	148,923
福島	374,696	148,822	225,874	409,398	209,935	199,463
茨城	435,144	256,923	178,221	483,877	328,315	155,562
栃木	307,970	169,816	138,154	330,214	242,911	87,302
群馬	307,368	169,583	137,786	347,321	227,446	119,876
埼玉	772,774	571,532	201,242	958,672	813,761	144,911
千葉	671,964	502,207	169,757	732,505	582,129	150,376
東京	1,866,987	1,576,580	-	421,899	367,033	54,866
神奈川	869,633	788,616	81,017	1,233,879	1,171,435	62,444
新潟	471,803	181,031	290,773	504,621	251,007	253,615
富山	222,426	93,313	129,113	214,313	130,264	84,049
石川	230,623	98,043	132,580	236,724	132,724	104,000
福井	199,315	71,127	128,188	157,496	97,739	59,757
山梨	203,292	74,303	128,990	181,969	93,193	88,776
長野	396,100	171,614	224,486	479,273	235,169	244,104
岐阜	341,184	165,332	175,851	393,393	235,655	157,738
静岡	492,175	334,050	158,125	547,686	449,229	98,457
愛知	786,762	734,233	52,529	924,685	833,530	91,155
三重	304,438	166,543	137,895	337,992	220,868	117,124
滋賀	229,933	120,026	109,907	247,955	165,800	82,154
京都	372,066	203,691	168,375	462,033	307,634	154,400
大阪	1,037,756	747,439	290,317	1,404,485	1,143,596	260,889
兵庫	759,845	446,441	313,404	992,492	689,770	302,722
奈良	240,684	94,299	146,385	248,572	138,104	110,467
和歌山	230,719	67,970	162,749	213,380	103,356	110,023
鳥取	173,448	42,201	131,246	141,584	56,381	85,202
島根	231,991	50,951	181,040	211,127	70,577	140,551
岡山	314,017	146,979	167,038	402,710	224,520	178,191
広島	423,606	231,925	191,681	548,423	349,948	198,475
山口	287,568	112,589	174,979	289,902	157,681	132,221
徳島	207,805	60,576	147,229	164,972	75,583	89,389
香川	194,719	82,465	112,254	192,472	113,746	78,726
愛媛	273,852	105,868	167,983	302,126	151,507	150,619
高知	222,312	50,132	172,180	202,433	72,269	130,165
福岡	663,108	380,286	282,822	901,724	564,862	336,863
佐賀	202,438	63,049	139,389	174,275	80,084	94,191
長崎	311,041	90,366	220,675	334,289	128,960	205,330
熊本	341,097	121,215	219,882	394,437	167,884	226,553
大分	258,300	86,171	172,129	260,451	125,125	135,325
宮崎	260,001	76,697	183,304	244,988	102,118	142,871
鹿児島	384,259	112,521	271,737	409,937	157,398	252,539
沖縄	284,702	81,535	203,167	255,816	122,223	133,593
合 計	19,817,705	10,801,779	8,725,519	20,866,370	13,172,572	7,693,798

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

「地域活性化・雇用等対策費」(H23地方財政計画:1.2兆円)に 対応した普通交付税の充実

1. 「雇用対策・地域資源活用推進費」(4,500億円程度)(H22当初:同額) (道府県2,250億円程度、市町村2,250億円程度)

地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、臨時費目により対応。

2. 単位費用への算入 (7,500億円程度)(H22当初:5,350億円程度) (道府県3,150億円程度、市町村4,350億円程度)

(1) 子育て支援サービス充実推進事業 (1,000億円程度)(H23新規) (道府県200億円程度、市町村800億円程度)

地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、NPO等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、所要経費を算入。(社会福祉費)

(2) 住民生活に光をそそぐ事業 (300億円程度)(H23新規) (道府県50億円程度、市町村250億円程度)

消費者行政、DV対策・自殺予防、知の地域づくりなど、「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組や、その趣旨を踏まえた単独事業を継続的に展開できるよう、所要経費を算入。(社会福祉費等)

(3) 地球温暖化対策暫定事業 (100億円程度)(H23新規) (道府県50億円程度、市町村50億円程度)

地球温暖化対策に係る地方財源の確保・充実の仕組みについて24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、国産・地域産木材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、森林吸収源対策等を一層推進できるよう、所要経費を算入。(林野行政費)

(4) 各種活性化推進事業 (6,100億円程度)(H22当初:5,350億円程度) (道府県2,850億円程度、市町村3,250億円程度)

安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、22年度に引き続き、関係費目に所要経費を算入。

雇用対策・地域資源活用推進費

(H22雇用対策・地域資源活用臨時特例費と同様の算定方法)

算定経費

地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう算定。

算定額

4,500億円程度 $\left(\begin{array}{l} \text{道府県分} \quad 2,250\text{億円程度} \\ \text{市町村分} \quad 2,250\text{億円程度} \end{array} \right)$

算定方法

《道府県分》

単位費用 × 人口 × 段階補正 × { (0.4A + 0.4B + 0.1C + 0.1) × (※)
(680円) + (0.2D + 0.2E + 0.4F + 0.2) }

- A : 全国平均 / 歳入に占める自主財源の割合
- B : 1 / 有効求人倍率
- C : 有効求人倍率の変化率 / 全国平均
- D : 年少者人口割合 / 全国平均
- E : 高齢者人口割合 / 全国平均
- F : 住民1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
- ※ : 雇用対策の取組に係る算定分を総額の3分の2程度とするための率

《市町村分》

単位費用 × 人口 × 段階補正 × { (0.5A + 0.3B + 0.2) × (※)
(526円) + (0.2C + 0.2D + 0.4E + 0.2) }

- A : 全国平均 / 歳入に占める自主財源の割合
- B : 第一次産業就業者比率 / 全国平均
- C : 年少者人口割合 / 全国平均
- D : 高齢者人口割合 / 全国平均
- E : 住民1人当たり農業産出額 / 全国平均
- ※ : 雇用対策の取組に係る算定分を総額の3分の2程度とするための率

平成23年度 雇用対策・地域資源活用推進費算定額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
1 北海道	9,531	17,760
2 青森	5,166	5,883
3 岩手	4,854	5,055
4 宮城	4,487	4,722
5 秋田	4,128	4,381
6 山形	4,203	3,711
7 福島	4,594	5,856
8 茨城	5,104	6,529
9 栃木	4,285	3,921
10 群馬	4,053	4,489
11 埼玉	7,897	7,311
12 千葉	7,555	7,947
13 東京都	9,415	4,865
14 神奈川県	9,157	4,357
15 新潟	4,499	6,496
16 富山	2,968	1,963
17 石川	3,297	2,124
18 福井	2,642	1,705
19 山梨	3,328	2,891
20 長野	4,384	7,365
21 岐阜	3,644	4,345
22 静岡	5,609	5,401
23 愛知	7,708	7,328
24 三重	3,902	3,630
25 滋賀	3,505	2,347
26 京都	3,780	2,909
27 大阪	7,690	5,675
28 兵庫	6,210	6,161
29 奈良	3,611	2,553
30 和歌山	3,423	3,170
31 鳥取	3,326	2,352
32 島根	3,057	3,178
33 岡山	3,539	4,409
34 広島	4,027	5,263
35 山口	3,527	3,412
36 徳島	3,147	2,953
37 香川	2,993	2,259
38 愛媛	3,911	4,341
39 高知	3,948	3,563
40 福岡	6,319	6,650
41 佐賀	3,694	2,943
42 長崎	4,501	4,817
43 熊本	4,655	6,778
44 大分	4,020	3,968
45 宮崎	4,871	4,325
46 鹿児島	5,620	7,132
47 沖縄	5,139	3,773
合計	224,926	224,967

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

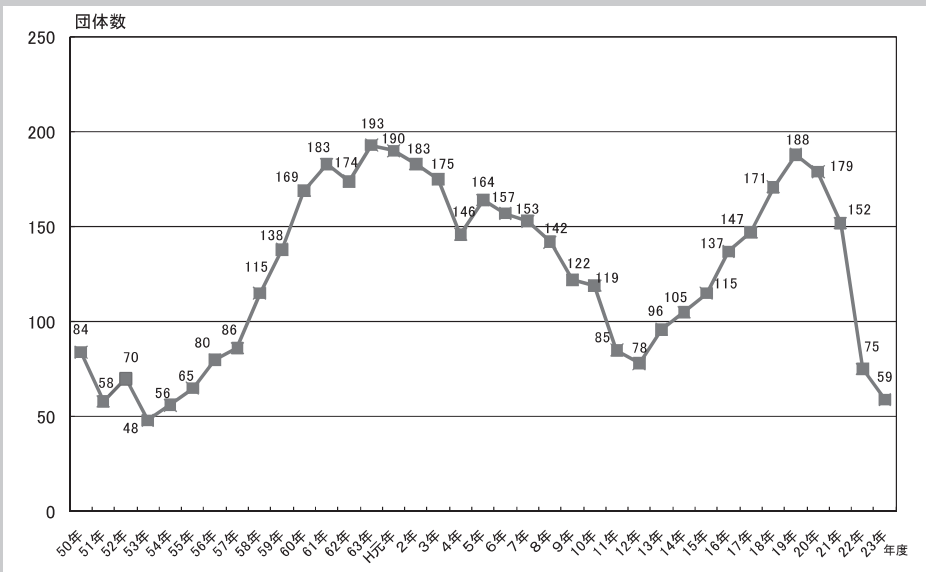
平成23年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	58	74	151
合 計	59	75	152

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



不交付団体の人口(市区町村)

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
不 交 付 団 体 の 人 口	14.0百万人	16.2百万人	35.1百万人
不 交 付 団 体 人 口 比 率	10.9%	12.7%	27.5%

平成23年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H22不交付団体(当初算定) →H23交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	女川町	1	
福島県	大熊町	1	
茨城県	神栖市* 東海村	2	鹿嶋市
栃木県		0	芳賀町
群馬県	上野村 大泉町	2	
埼玉県	戸田市 三芳町	2	朝霞市 和光市 八潮市
千葉県	市川市 成田市* 市原市 浦安市 袖ヶ浦市	5	君津市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 多摩市	6	小金井市 瑞穂町
神奈川県	鎌倉市 厚木市 寒川町 中井町 箱根町 清川村	6	川崎市 藤沢市 海老名市 愛川町
新潟県	聖籠町 湯沢町 刈羽村	3	
福井県	おおい町*	1	
山梨県	昭和町 山中湖村	2	
長野県	軽井沢町	1	南相木村
静岡県	富士市* 御前崎市* 長泉町	3	裾野市 湖西市
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 みよし市 長久手町 豊山町 大口町 飛鳥村 武豊町 幸田町	14	西尾市 日進市
三重県	川越町	1	亀山市
京都府	久御山町	1	
大阪府	摂津市 田尻町	2	
福岡県	菟田町	1	
佐賀県	玄海町	1	
宮崎県	木城町	1	

市町村合計 58団体(平成22年度74団体)

3 合計 59団体

- (注) 1 平成23年度において新たに不交付団体となった市町村は、福井県おおい町、山梨県山中湖村の2団体である。
2 *印は、平成23年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(6団体)

平成23年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	伸 率
	A	B	A/B-1
都道府県	38,234.5	48,217.5	▲20.7
うち人口基礎	10,600.5	25,883.5	
うち財源不足額基礎	27,634	22,334	
市町村	23,358.5	28,851.5	▲19.0
うち人口基礎	9,092.5	19,131.5	
うち財源不足額基礎	14,266	9,720	
合 計	61,593	77,069	▲20.1
うち人口基礎	19,693	45,015	
うち財源不足額基礎	41,900	32,054	

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の配分方式の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとしており、昨年度に比べて、財源不足額基礎方式の割合が高くなっている。

① 人口基礎方式

全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出

② 財源不足額基礎方式

人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて逦増）

平成23年度 臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	178,417	127,953
青森	48,812	25,223
岩手	51,153	25,846
宮城	69,752	51,662
秋田	44,273	22,166
山形	43,832	21,986
福島	65,996	40,099
茨城	101,161	50,404
栃木	66,617	35,715
群馬	63,732	38,710
埼玉	191,644	107,556
千葉	180,214	92,029
東京	73,572	152,959
神奈川	245,450	137,851
新潟	75,449	53,677
富山	42,290	21,408
石川	44,194	23,756
福井	37,575	15,038
山梨	37,662	18,342
長野	67,863	45,221
岐阜	68,099	41,487
静岡	122,112	72,686
愛知	289,916	104,933
三重	63,118	33,769
滋賀	50,118	27,155
京都	84,097	63,203
大阪	278,128	190,618
兵庫	163,608	116,758
奈良	43,455	25,390
和歌山	38,778	19,208
鳥取	31,206	11,813
島根	38,663	15,314
岡山	62,908	44,655
広島	90,421	66,272
山口	51,134	28,876
徳島	34,954	14,739
香川	37,686	19,185
愛媛	46,542	27,164
高知	37,441	15,387
福岡	142,522	114,780
佐賀	35,003	15,925
長崎	46,664	26,774
熊本	54,359	34,653
大分	41,834	21,956
宮崎	41,977	20,461
鹿児島	54,770	32,275
沖縄	44,279	22,815
合計	3,823,450	2,335,850